

## 令和 2 年度 一般社団法人 那智勝浦観光機構バス助成金交付事業要項

1. 主 旨 一般社団法人 那智勝浦観光機構は、令和 2 年度団体旅行により平日にバス 1 台 10 名以上のお客様をお連れ頂く旅行会社に助成金を交付させていただきます。新型コロナウイルス感染拡大により観光業にも大きな影響があり助成を行うことにより、旅行商品の金額を少しでも下げ、那智勝浦町への誘客を促進して頂くことを目的とします。
2. 助成対象  
期 間 令和 2 年 8 月 3 日（月）～令和 3 年 2 月 2 6 日（金）に宿泊される団体旅行（宿泊日を基準）  
**※ただし、当該宿泊日が土日及び祝祭日でないこと**  
**※1 2 月 2 9 日～1 月 3 日は除く**  
（但し申請額の合計が予算額に達した時点で順次キャンセル待ちの受付となりキャンセルが出た場合順次助成対象に繰り上げます）  
※貴社がキャンセル待ちの期間中予定しているツアーが催行された場合繰り上げ助成対象になることは、ありません。（終了したツアーはキャンセル待ちから助成対象に繰り上がることはありません）  
※新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて、本事業の条件の変更及び事業中止の可能性がります。予めご了承くださいませ。
3. 助成対象者 全国の旅行業の登録を受けている旅行会社
4. 助成対象  
事業 **以下の条件をすべて満たすものとします。**
  - ・10 名以上の団体旅行で那智勝浦町内の宿泊施設に、1 泊以上の宿泊をするもの。
  - ・バスでの出発地が和歌山県外であること。（**申請時 行程表も添付いただきます**）
  - ・「学校行事（教育旅行、修学旅行等）として実施する旅行」、「国・地方自治団体・公的団体が実施する会議」、「研修旅行」、「宗教活動・政治活動を目的とした旅行」は、**除く。**（ただし「学校行事（教育旅行、修学旅行等）として実施する旅行」のうち、新型コロナウイルス感染拡大の影響により**当初予定の宿泊地を和歌山県外から那智勝浦町に変更したものは対象とする。**）
  - ・対象とする団体旅行が、他の補助金・委託金・助成金を受けていないこと。※ツアー料金の発生しない子供については、人数に入りません。
5. 助成額
  - ・バス 1 台について 20 名以上の乗車の場合  
大型・中型バス共 @50,000 円／1 台
  - ・バス 1 台について 10～19 名の乗車の場合  
大型・中型バス共 @30,000 円／1 台※乗務員、添乗員は人数に入れない。  
※旅行会社の 1 事業所（1 支店）あたり期間内合計 300,000 円の助成を上限とします。
6. 対象  
宿泊施設 那智勝浦町内の宿泊施設

## 7. 申請等の手続

### (1) 助成金の申請

助成金の交付を希望する申請者は、次に掲げる資料を旅行催行日の1ヶ月前までに一般社団法人 那智勝浦観光機構にメール添付して提出していただきます。(宿泊日を基準として)

- ① 一般社団法人 那智勝浦観光機構バス助成金交付申請書(別記様式第1号)
- ② 旅行行程表

**※申請書は、1回の旅行ごとに1枚提出してください。1枚に複数のツアーを書いた申請書は無効となります。必ず何社か見られます。ご注意ください。**

《申請書送付先》

一般社団法人 那智勝浦観光機構

【件名】バス助成金申請書送付

宛先メールアドレス：[office@nachikan.jp](mailto:office@nachikan.jp)

### (2) 申請書受付期間

令和2年8月1日(到着分)より令和3年1月31日到着分まで

**※ただし、各旅行催行日の1ヶ月前までに申請書を提出ください**

**※ただし申請額が予算額に到達した時点でキャンセル待ちの受付となります。キャンセル待ちになった場合はこちらよりご連絡し、又助成対象に繰り上がった場合もこちらよりご連絡いたします。**

### (3) 交付決定

一般社団法人 那智勝浦観光機構は助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定通知書(別記様式第2号)をメールにて送付いたします。

なお、交付決定審査は先着順となります。

**また、2週間以内に実績報告書の提出がなかった場合、または実績報告により申請内容に満たなかった場合は支払額の変更及び取り消しとなります。**

### (4) 旅行中止・変更の申請

申請者が助成事業を変更・中止又は助成対象事業の要件を満たさなくなった場合(天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合も含む)は、**速やかに変更・中止承認申請書(別紙様式第3号)を、催行予定だった日までに一般社団法人 那智勝浦観光機構までメール添付にて必ず提出してください。**

### (5) 実績報告

助成金の交付決定を受けた申請者は、**旅行催行後2週間以内**に実績報告書(別記様式4号)と下記添付書類を一般社団法人 那智勝浦観光機構にメールに添付して提出してください。

**※実績報告書は、1回の旅行につき1部ずつ提出してください。**

※添付書類

- ・旅行行程表

※2週間以内に提出がなかった場合は、交付決定通知書を発行していたとしても取り消しとなりますので、ご注意ください。

### (6) 助成金確定と支払い

実績報告書の受理後審査し適当と認めた場合、助成金確定通知書(別記様式5号)をメールにて送付いたします。

適当と認めた場合は、確定通知書受理日を月末締めとし、翌月末までに指定の口座に振り込みます。

附則

この要項は、令和2年7月20日から施行する。